

鳥取県告示第160号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業に係る福井地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成23年3月25日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則